

[シンポジウム] 「歴史語用論：その可能性と課題」

日本語における対者敬語の成立

——『古今和歌集』詞書にみる「ハベリ」文法化の過程——*

森山 由紀子

The aim of this paper is to explain how *haberi* became an addressee honorific (AH). In the Nara period, *haberi* was used with two meanings: the first, to indicate service to a higher ranking person (HRP); the other was to express respect to HRP by indicating a condition of being subject to HRP. In the Heian period, *haberi* became AH. This intersubjectivization of *haberi* was triggered in situations where the HRP coincided with the addressee: in such situations, *haberi* was considered a word showing politeness.

キーワード：侍り(はべり) 丁寧語 被支配待遇 間主観化 歴史的語用論

1. はじめに

現在、日本語の敬語には、話題の中の人物への敬意を表す素材敬語と、発話現場における聞き手への敬意を表す対者敬語(聞き手敬語)とがある。

対者敬語には、次の二類がある。

- ①話題の制限を持たない「丁寧語」(です・ます・ございます等)
- ②必ず丁寧語を下接し、自己側の行為を主体とする場合に限って用いられる「謙譲語Ⅱ(丁重語)」(致す・参る・申す等)

現代共通語において、話題の人物が上位であった場合に尊敬語や謙譲語が省略されることはあっても、聞き手が上位である場合に丁寧語を欠くことは普通ない。

しかし、日本語における敬語の史的発達を見ると、丁寧語ははじめから存在していたものではなく、素材敬語に遅れて発達してきたものであることがわかる。

本稿は、平安時代中期(10～11世紀)に、最初の丁寧語としての機能を獲得した「ハベリ」という語の対者敬語化についてとりあげる。「ハベリ」は、おそらくは本来、「貴人の傍に伺候する(仕える)」という、実質的な意味で用いられていた語であると考えられるが、それが、どのような過程を経て、聞き手への敬意を表す形式的な語、すなわち丁寧語へと文法

化していったのか。先に述べたように、上代（おおよそ8世紀まで）の文献には、丁寧語にあたるものは見られなかったわけであり、「ハベリ」の文法化の過程を考察することは、同時に、丁寧語という機能の成立のしくみを追うことでもある。なお、この時代の「ハベリ」は、現代の丁寧語と異なり、「尊者」（敬意の対象となるべき人物）を主語とする場合には用いられなかった。

その後、「ハベリ」に代わって対者敬語の働きを持つようになった、「サブラフ（ソーロー・ツロ・サウ）の時代には、尊敬語に下接して用いられることも可能になり¹⁾、丁寧語として完成するに至った²⁾。つまり、「ハベリ」という語は、最初の対者敬語であるけれども、丁寧語として完成する少し前に、「サブラフ」と交代してしまった語なのである。以下、「ハベリ」の文法化の過程を詳しくみていくこととする。

2. 上代の「ハベリ」—「被支配待遇」—

上代にはすべて仮名書きされた「ハベリ」の確例は存在しない。ただ、次の用例は、宣命体小書き部分の送り仮名から判断して、「ハベリ」の確例であるといえる。

- 1 是以、意中^レ尔^レ昼^モ夜^モ倦^レ怠^レ已^レ止^レ无^レ久、謹^美礼^末比^仕奉^郡侍^利。 (是を以て意の中に昼も夜も倦み怠ること無く、^{つし}み、^かまひ、^{つか}まつり^{まつ}侍り³⁾)

(766年『続日本紀』第41詔)

このように、仮名書き例の乏しい上代の「ハベリ」であるが、石坂正蔵（1944）は、『日本書紀』の古訓⁴⁾を手がかりに、上代の「ハベリ」の意味について詳しく論じ、「被支配待遇」という概念を提起した。以下、氏の論考をかいつまんで述べる。

- ・『日本書紀』古訓において「ハベリ」の訓が付される字面は、「侍・侍座・侍宿・随侍・陪・居・在・有・安置・住・無・見・近・默然」である。このうち、「侍」の字には、「サブラフ」の訓がついている場合もある。このことから、「ハベリ」は「サブラフ」と共通する意味⁵⁾（①「うかがい待つ」「うかがう」の意・「伺候（貴人のそば近く仕えること）」の意）を持つと考えられる。
- ・しかし、「サブラフ」と異なり、「ハベリ」の訓は、「うかがう」「伺候」とは別の意味を表す部分、すなわち、「居」など、存在を表す文字の訓にも用いられている。ただ、「ハベリ」は、単なる「アリ・ヲリ」とまったく同義ではなく、「存在」+*a*の意味を持つ。
- ・その意味とは「待遇的意義」であると考えられる。なぜならば、「ハベリ」は必ず人を主語とし、しかも、一部の例外を除いて、天皇を主語としては用いられないからである。宣命には天皇を主語とする例があるが、その場合は、太上天皇や太皇太后、あるいは仏という、天皇よりさらに上位の者が関係している。

石坂氏は、この「待遇的意義」を、「被支配待遇」と名づけ、次のように説明した。

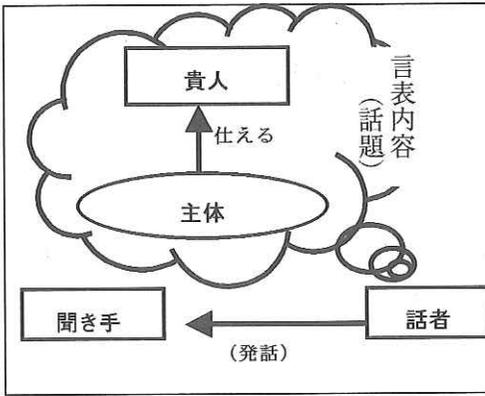
ある人（又は事物）の動作存在が其の他のある人（や神）の勢力の支配下にある如き意識から、その人（や神）との被支配的關係に於て言表する待遇を言ふ。

つまり、上代の「ハベリ」は、次の二つの意味をもつということである。

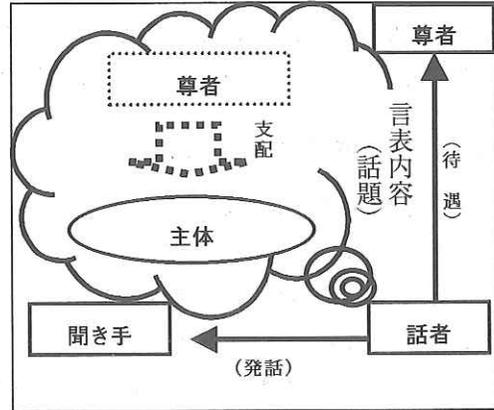
①「貴人の傍に仕える（伺候する）」という実質的な意味。

②本当に貴人の傍に存在するわけではなく、尊者への待遇の意識から、「人が存在する」ことを「尊者の支配のもとに存在する」と表現する意味。（被支配待遇）

これら①と②の意味を、それぞれ筆者なりに図示すると、図①、②のようになる。



図①



図②

図①で、言表内容（話題）の中の「貴人」を実線で囲んだのに対して、図②では、言表内容（話題）の中の「尊者」を点線で囲ったのは、図②の場合、それが、実質的に話題の構成員として登場するわけではないことを示す。また、図①で「貴人」というのに対して、②で「尊者」というのは、①が、客観的に主体に対して身分の高い者であり、②は、話し手が敬意の対象として認識している人物であるためである。

さて、①では、貴人との関係における主体の行為（のあり方）が「ハベリ」（仕える）と描写される。しかし、②の主体の存在は、実質的に貴人との関係はない。つまり、単に「アリ」と表現されてよいはずのところである。それが、あえて「ハベリ」と表現されるのは、話題の外にいる、話し手にとっての尊者への「待遇」によるもの、すなわち、敬語の表現だといふのである。

注意すべきことは、この「被支配待遇」において、その「待遇」意識（敬意）は、発話現場の「聞き手」ではなく、第三者である「尊者」（天皇、仏、その他）に向けられているということである。従って、これは「対者敬語」ではない。その理由として石坂があげたのは、

- ・「ハベリ」が人のみを主語とすること

・より上位の者を尊者とする場合以外は、天皇を主語としないこと
 の二点である。もしも、「対者敬語」として、「アリ」を聞き手に対して丁寧と言う言葉であったならば、当時、無生物に対しても用いられていた「アリ」に対応して、「ハベリ」も、無生物を主語としたであろう。また、聞き手に向けての待遇ならば、天皇が「アル」場合も同様に用いられたはずである。

具体的に、1の用例について説明すると、この例は、称徳天皇（話者）が、「(仏舎利を)心の中で夜も昼も怠ることなく、謹み、礼まい、仕えまつりながら」「ハベ」ったということであり、「仏(舎利)」を尊者とし、その支配下に自分が上記のような状態で存在してきたことを、宣命の聞き手である人民に対して述べている。つまり、「ハベリ」は、「仏」に対する敬意の表現であると解釈される。また、このように、人民に対して述べる宣命の中で、「ハベリ」が用いられていることは、これが対者敬語でなかったことを裏付ける。

3. 被支配待遇から対者敬語へ

3.1. 対者敬語の初出例

さて、問題は、こういった素材敬語である「被支配待遇」の語が、どのようにして、聞き手に対する敬意を表す「対者敬語」として用いられるようになったかということである。

春日和男(1977)は、『古今和歌集』(905)詞書にみられる次の用例を、「被支配待遇から脱して丁寧語化した例」として挙げている。(傍線筆者)

2 桜の花の散り侍けるを見て、よみける (②76 素性法師⁶⁾)

確かに、この「ハベリ」は、動詞「散る」の補助動詞として用いられており、上代の「ハベリ」にあったような「存在」の意味はない。そもそも、「ハベリ」が付されている主体は、「桜の花」という無生物であり、誰かの支配下にあるものではない。「桜が散るのを見て」という言表内容を伝える際に、歌の詠み手、または歌の紹介者が、聞き手(読者)に向けて用いたもので、「ハベリ」が対者敬語形式として文法化した例だといえる。

しかし、それでは『古今和歌集』詞書の中の「ハベリ」の多くがこれに準ずるものであるかということ、実はそうではない。この例は、『古今和歌集』詞書における「ハベリ」全体の中では、珍しい例といえる。

『古今和歌集』詞書には、49例⁷⁾の「ハベリ」が存在する。そして、そのうち、無生物を主語とするものは、2の例ただ一つである。また、「人」を主語とする、残りの48例のうち、何らかの形で「仕える」ないし「人が存在する」という意味を残すと考えられるものが、43例を占め、「存在する」の意味が希薄になっていると考えられる例は、わずか5例しかない。

これを、ほぼ同時代に成立した『竹取物語』、や、少し遅れて成立した『落窪物語』『蜻蛉

日記』といった散文作品類に見られる「ハベリ」と比べると、かなり違う様相を呈している。いったい、『古今和歌集』詞書と、他の散文類との間で何が違うのか。その違いにこそ、「ハベリ」の対者敬語化の仕組みが現れているのではないか。

3. 2. 古今和歌集の「ハベリ」

まず、『古今和歌集』詞書の「ハベリ」全例について、詳しく見ていくこととする。

先に述べたように、『古今和歌集』詞書における「ハベリ」の大部分は、「仕える」または「存在」の意味を残して用いられているのだが、特に「存在」のありかたについては、実際にどこかの場所に空間的な位置を占める場合から、そのような状態を存続しているという場合まで様々である。以下、分類して具体的に示す。

A 単独で用いられ、「仕える」「存在する」という実質的な意味を表すもの。(13例)

「ハベリ」が単独で用いられ、「仕える」「存在する」という、実質的な状態を表す例は、13例ある。それをさらに、「仕える相手・存在する場所」に注目して分類すると、天皇や親王など「貴人」の範疇に入る場合もあれば、まったくニュートラルな場所である場合もあることがわかる。

A-1 天皇の傍や宮中に居る(3例)

人が仕事で宮中に居ることに該当する例が3例ある。

- 3 雷^{かむなりのつば}壺に召したりける日、大御酒など賜うべて、雨のいたう降りければ、夕さりまで侍てまかり出でける折に、…(⑧397) [醍醐天皇が私を雷壺(宮中の部屋)にお呼びだしになった時、(中略)夕方までそこに居て退出した時に…]
- 4 …宮のうちに侍ける人に、遣はしける(⑩962)
- 5 寛平御時に、うへのさぶらひに侍ける男ども、…(⑰874) [「うへのさぶらひ」(清涼殿の殿上の間)に居た男たちが…]

A-2 主君に仕える(1例)

ある場所に存在するというよりも、ある人物に家臣として仕えるという意に近いと考えられる例もある。

- 6 親王、この歌を返々よみつつ、返し、えせず成りにければ、ともに侍て、よめる(⑨419) [親王は返事ができなくなったので、「ともに侍て」詠んだ歌]

この詞書だけからは、「ハベリ」の意味は漠然としている。しかし、この歌は、同時に『伊勢物語』にも採録されており、そこでは同じ場面が次のように書かれている。

- 7 親王、歌を返々誦じたまうて、返しえし給はず。紀の有常、御ともにつかうまつれり。
それが返し（『伊勢物語』82段）

この両者を対照させると、『古今和歌集』の「ともに侍りて」は、「御ともにつかうまつれり」に該当する。すなわち、「ともに侍てよめり」というのは、「（作者が）親王の供として仕えていて詠んだ」と解される。

- 8 藤原利基朝臣の右近中將にて住み侍ける曹司の、身まかりて後、人も住まずなりにけるを、秋の夜更けて、ものよりまうで来けるついでに見入れければ、元ありし前裁もいと繁く荒れたりけるを見て、早くそこに侍ければ、昔を思遣りてよみける。（⑩ 853）

この例は、「藤原利基朝臣が昔住んでいた家が、彼が亡くなってから誰も住まず、荒れ果てているのを見て、以前「そこにハベッ」たので、昔を懐かしんで詠んだ」という文脈なので、単に住んでいたというより、「藤原利基に仕えていた」という意味にとるべきであろう。

A-3 ニュートラルな場所に居る（8例）

「居る」という意味で用いられている中には、その場所が、天皇や主君の傍だけでなく、一般的な場所である例も多くある。この場合、「ハベリ」が本来持っていた、「上位者のもとに」という意味は薄れているといえる。

- 《地名》9 …小野と言ふ所に侍けるに、…（⑩ 970）／10 桂に侍ける時に、（⑩ 968）／11 筑紫に侍ける時に、（⑩ 991）／12 大和に侍ける人に遣はしける（⑫ 183）／13 貫之が、和泉国に侍ける時に（⑰ 914）
《寺・誰かの家》14 業平朝臣の家に侍ける女のもとに、（⑬ 617）／15 女の親の喪おもひにて山寺に侍けるを、（⑩ 844）
《この世》（存命である）16 父の侍けむ時によめりけむ歌ども（⑩ 854）

A-4 ある状態で存在する（1例）

「ハベリ」単独で、「居る」ことを表すことに変わりはないのだが、その前に、どのような状態で居たのかという説明が加えられており、どこかの場所に空間的に存在するよりも、どのような状態で存在したのかということに重点が置かれている。次のBのグループに極めて近いといえる。

- 17 心地損なひて患ひける時に、風に当らじとて、下しこめてのみ侍けるあひだに、（②

80 藤原因香) [簾、格子戸などを下ろして籠った状態ではばかり居た間に]

B 他の語と複合して用いられ、「存在」の意味を残すもの

残る 36 例は、A のように、単独では意味を成さず、「～て」や「～に」、あるいは動詞連用形に下接して用いられるものである。しかし、『古今和歌集』では、このように複合して用いられる 36 例のうちでも、実に 31 例が、何らかの形で「存在」の意味を残しているといえる。すなわち、「～という状態で存在する」と言い換えることが可能である。

B-1 ○○という官職(立場)で人が存在する

「官職にある」ということは、いわは、天皇の支配下における存在のしかたである。ただし、特に次の「官職+に+ハベリ」の形式などは、「官職である」すなわち、「～という官職だ」というコピュラ文であって、「存在」の意味はないのではないかという考え方もできる。しかし、実は、『古今和歌集』における「～に+ハベリ」という形式は、この「官職+に+ハベリ」のタイプと、B-2 に挙げる「^{おもひ}喪にハベリ」(喪中である)という、「人がある状況で存在する」という意味を残して解釈できる例しかない。後に述べるように、他の仮名文では、物や事態を主語としたり、また、「存在」の意味のまったくないコピュラ文が存在することと比較すると、『古今和歌集』の「ハベリ」には、やはり、何らかの制限があると考えられるのである。

さらに、わずか 49 例しかない『古今和歌集』の「ハベリ」の中で、官職や立場に関わる事柄に用いられる「ハベリ」が、9 例と、まとまって存在するのは、貴人に仕える意を持つ「ハベリ」本来の意味が残存しているためであると考えられる。

《官職(立場)+に+》(～という官職で存在する) 4 例

18 親王宮の^{みこのみや}帯刀^{たははき}に侍けるを (18 966) / 19 …父が大和守に侍けるもとへ (15 780) / 20 近江介に侍ける時、(14 740) / 21 齋院に侍ける慧子皇女を、… (17 885)

《召されて+ハベリ》(任官した状態で存在する) 1 例

22 …^{もろこし}唐土の判官に召されて侍ける時に、… (18 993)

《解けて+》(官職が解けた状態で存在する) 3 例

23 左近將監とけて侍ける時 (18 963) / 24 ^{つかさ}官解けて侍ける時 (18 964) / 25 …宮づかへ仕う奉らずとて、解けて侍ける時に (18 966)

《流されて+》(流された状態で存在する) 1 例

26 隠岐国に流されて侍ける時によめる (18 961)

B-2 人が～という状態で存在する→人が～という状態が存続する

「人が～という状態で存在する」ということは、すなわち、そういった状態が続いているという、「状態の存続」を表すことにつながり、そういった用例では、「存在」の意味は、かな

り形式化していると考えられる。『古今和歌集』で、「～ず+ハベリ」「～に+ハベリ」「～て+ハベリ」という形式をとる、次の10例の中にも、「存続」の意味で解釈したほうがよいものがある。とはいえ、「存続」を表す場合であっても、「人が～という状態で存在する」と言い換えられることにはかわりはない。

なお、「～て+ハベリ」の形式では、「あひ知りてハベリ」という表現が6例ある。[互いに知った状態で存在した人=お互い知っていた人=旧知の人]という意味である。

《～ず+》1例

25 業平朝臣のははのみこ母皇女、長岡に住み侍ける時に、業平宮仕へすとて、時々も、えまかり訪はず侍ければ (⑰ 900) [業平が母を時々も訪ねることができない状態で存在したので]

《～に+》(おもひに+) 2例

26 ^{おもひ}喪に侍ける年の秋 (⑱ 842) / 27 ^{おもひ}喪に侍ける人を^{とがらひ}弔問にまかりて (⑳ 843) [喪中という状態で存在した人]

《～て+》(持ちて+) 1例 (あひ知りて+) 6例

28 妻のおとうとを^{もち}侍ける人に、袍を贈るとて、… (㉑ 868) [私の妻の妹を妻として持った状態で存在した人に=持っている人に]

29～34 あひ知りて侍ける… (㉒ 219) (㉓ 378) (㉔ 780) (㉕ 789) (㉖ 837) (㉗ 862)

《動詞連用形+》9例

次に、助詞などをはさまず、直接動詞連用形に接続する、補助動詞の形式が9例ある。「わづらふ」「籠る」「住む」という3種の動詞に下接している。このうち、「わづらふ」と「籠る」については、「わづらふ状態で」「籠る状態で」それぞれ「存在する」と考えても問題ない。しかし、「住む」については、「住む」自体がほぼ「存在」の意味に等しいので、それに下接する「ハベリ」に、「存在」の意味があるとすれば、「住んだ状態で存在する」のように、重複した表現となる。そこで「ハベリ」が、「存在」の意味を薄めて、「状態の存続」の意味を表していると考えれば、「住みハベリ」は、「住んだ状態で存続している」という意味に解される。そのように考えれば、先の「籠り」と「わづらふ」に下接する場合も、「存続」と考えても問題ないのだが、しかし、これは、どちらで考えるべきかという問題ではないといえる。「籠った状態で存在する」「患った状態で存在する」ということが、「籠っている」「患っている」ということと同義であるからこそ、存続を表す「ハベリ」が可能となるといえる。

なお、39の例は、詞書の中の会話文において用いられたもの⁸⁾であり、『古今和歌集』の用例の中で唯一、明確に聞き手が設定できる例である。

(住み+) 4例

35 住み侍ける曹司の、(16 853) / 36 長岡に住み侍ける時に、(17 900) / 37 深草の里に住み侍て、(18 971) / 38 小野と言ふ所に住み侍ける時、(5 299)

(わづらひ+) 2例

39 「雨の降りけるをなむ見煩ひ侍」(14 705) [雨が降ったのを見て困った状態である = 困っている]

40 病に患ひ侍ける秋、(16 859) [病で患った状態でいた秋 = 病で患っていた秋]

(籠り+) 3例

41 津国の須磨と言ふ所に籠り侍けるに、(18 962) / 42 山里に籠り侍けるによめる (5 282) / 43 磯神と言ふ所に籠り侍けるを (17 870)

C 「存在」の意味がないもの

以上、「存在」の意味を残す例を見てきたが、これらの例に対して、「存在」の意味が希薄であると考えられる「ハベリ」は、先に述べた2の例を含めて、6例ある。

《つけ+》1例

44 京にもてまかりて、母に見せよと言ひて、人につけ侍ける歌 (16 862)

《(歌を)よみ+》3例

45 良岑経也が四十の賀に、女に代りて、よみ侍ける (7 356) / 45 …親王、酔ひて内へ入りなむとしければ、よみ侍ける (17 884) / 46 …男ども、酒賜べけるついでに、よみ侍ける (18 993)

《言ひいだして+》1例

46 初瀬に詣づるごとに宿りける人の家に、久しく宿らで、程経て後に至れりければ、かの家の主、かく定かになむ宿りはあると、言ひいだして侍ければ、そこに立てりける梅の花を折りて、よめる。(1 42)

2の例を含めて、これらの例に共通して言えることは、第一に、他の「ハベリ」に比して、格段に異文が多いということである。『古今集校本』で確認したところでは、2「散り侍」→「ちりける」、42「つけ侍」→「つけける」、43「よみ侍」→「よめる」、44「よみ侍」→「よめる」、45「よみ侍る」→「よめる」「よみける」、46「言ひいだして侍」→「いひいだしたりけれ」「いひいだしたれ」、という異文がそれぞれ存在し、しかも、それは少数ではなく、元永本、雅経本、清輔本、俊成本、定家本といった、主要な系統の大部分にわたる異文である。それに比して、今まで挙げてきた、それ以外の「ハベリ」は、8「桂に侍ける」→「家侍ける」、12「家に侍ける」→「家なりける」、という2例に、多くの異文が見られるだけで、他

は、まったく異文がないか、あっても、せいぜい1～2系統の異文である。もっとも、異文の扱いについては、慎重でなければならない。一つには、もともと、「ハベリ」はなかったのが、ある時点で付け加えられたと考えることもできるし、また、もともと「ハベリ」はあったのだけれども、書写の段階で、その「ハベリ」への何らかの違和感から、欠落する本文が多く生じたとも考えることができるからである。とはいえ、いずれにしても、これらの「ハベリ」について、集中的に異文が存在することは、特筆に価する。

また、上の、「異文がある」こととは別に、もう一つ指摘できるのは、2の「花が散る」という例を除き、他はすべて、「歌を詠む」ことを述べる例であるという、使用場面の偏りである。43～45は言うまでもなく、42は、「人に託した歌」として、歌を提示する部分である。46「言ひ出だす」も、『古今和歌集』仮名序に、「(和歌とは)心に思ふことを見るものきくものにつけて言ひ出だせるなり」とあるように、「歌を詠む」という場合に用いられる語である。従って、46の詞書には、その歌は記されていないが、家の主が何らかの歌を詠んだという可能性は高い。

つまり、異文の問題がなかったとしても、『古今和歌集』詞書において、C類に属する「ハベリ」は、極めて限定した部分にしか現れていないということで、このような偏りは、以下に挙げる他の仮名散文には存在しない。

3.3. 『落窪物語』の「ハベリ」

以上のような『古今和歌集』詞書(10C初)の「ハベリ」に比して、ほぼ同時代の『竹取物語』(866～910?)および、それよりやや遅れる、10C後半の『落窪物語』『蜻蛉日記』といった和文類には、次のような、『古今和歌集』詞書には見られない「ハベリ」が見られ、全体に占める割合も高い。以下、『落窪物語』の例を中心に、用例を挙げる。

①物や事態を主体とする

人以外の、事態や物を主語とする「ハベリ」がある。47・48は「存在」、49は「状態の存続」である。

47 取りまずべきくだものなど侍ぬべくはすこし給はせよ。(落窪・p40) [菓子などあれば下さい]

48 なでふ、さることか侍べき。(落窪・p263) [どうしてそのようなこと(再婚)があるでしょう]

49 戸はいまだあき侍らず。(落窪・p96) [戸はまだあいた状態でない]

②多様なコピュラ文

「ある状態で存在する」とは言い換えられないコピュラ文が多数見られる。次のような例は、

「存在」ではなく、「判断」を表す「アリ」に該当するといえる。

- 50 いとかたき事にぞ侍。(落窪 p22) [とても難しいことである]
- 51 年若う侍らばこそ。(落窪 p208) [年が若くあれば]
- 52 いのちをしくも侍らず。(落窪 p236) [命は惜しくもない]
- 53 あすなどやよろしう侍らむ。(落窪 p276) [明日がよいのではないか]

③動詞に下接し、「存在」も「存続」も表さない

『古今和歌集』では、動詞連用形に下接して、ある状態が続いていることを表す例が見られたが、次の例は、一度だけの動作を表すものなので、「存在」はもちろん、「存続」の意味もなくなっている。これが『古今和歌集』のC類にあたるものであり、『古今和歌集』では、「歌を詠む」という場合にしか見られなかったのに比して、自由に用いられている。

- 54 をのこども、「…」と言ひ侍しを。(落窪 p181) [「…」と言ったが]
- 55 下人ども通はし侍らず。(落窪 p 190) [下人どもを通らせない]
- 56 これもよも忘れ侍らじ。(落窪 p 127) [このことも決して忘れないだろう]

④『古今和歌集』にない制限

以上、10世紀の仮名散文には、『古今和歌集』よりも広い範囲で「ハベリ」が用いられていることを述べてきたが、逆に、『古今和歌集』には見られず、仮名散文にのみ見られる制限がある。それは、冒頭に述べたような、話者にとっての上位者が主体にならないという制限である⁹⁾。

それに対して、先にあげた『古今和歌集』の用例のうち、7・19・36は、親王や皇女といった、高い身分の人物を主体とするものである。([主体/作者]として示す。)

- 7 [惟高親王/無記載] (⑩ 970)、19 [慧子皇女/尼敬信] (⑰ 885)、36 [業平母(皇女)/無記載] (⑱ 900)

また、35の例は、特別に高い身分の者ではないけれども、作者にとっては、かつての主人にあたる人物が主体となっている。

- 35 [藤原利基/御春有助] (⑯ 853)

これは、『古今和歌集』詞書だけではなく、上代の「ハベリ」とも共通する現象である。石

坂氏は、上代の「ハベリ」について、さらに上位の太上天皇や太皇太后、あるいは仏などが意識されていなければ、天皇を主語としないと指摘した。しかし、それは、逆に言えば、そういった上位者が意識されていれば、天皇であっても「ハベリ」の主体となり得たということである。

3. 4. 『古今和歌集』との比較

以上、述べてきた事柄に、他の作品の状況も加えて、一覧表にして示す。

		上代	古今	伊勢	竹取	落窪	蜻蛉
仕える (A-2)		○	○	—	○	1例 ¹⁰⁾	—
存 場 所	尊者の傍 (A-1)	○	○	—	○	○	—
	ニュートラルな場所 (A-3)	○	○	—	○	○	○
在 主 体	上位者	○	○	—	—	—	—
	ヒト以外	—	—	—	○	○	○
～の状態で存在する・存続する (B)		○*	○**	2例	○	○	○
存在の意味ゼロ (C)		×	△	—	○	○	○
出現場所			詞書	手紙	会話・手紙		

*正倉院文書の中に、「患侍」の例がある。**「官職+に+ハベリ」が多くを占める。

これを見ると、石坂氏が述べた上代の状況と、『古今和歌集』詞書とは、若干のC類の存在を除いて、ほぼ同じであることがわかる。それに対して、『竹取』『落窪』『蜻蛉』とは、網掛けをした部分で、違いが見られる。(『伊勢物語』は、『古今和歌集』と同時代に成立した歌物語であるが、「ハベリ」は手紙文の中の2例しか存在しない。その2例は、古今集と同じ範疇に入るものだが、用例が少ないため、どちらに属するのか、判断できない。)

さて、『古今和歌集』詞書と、他の和文資料との間で、このような違いがあるのはなぜだろうか。単なる時間の経過による変化とのみ考えるには、成立の早い『竹取物語』が問題になる。『竹取物語』は、古い写本に恵まれず、当時の言葉の資料としては問題があるのは確かではある。だからといって、すべてを本文の問題と片付けることはできない。また、『古今和歌集』詞書から、『落窪』『蜻蛉』との間も、たかだか数十年しか隔たっていない中で、すべてが通時的变化であるとも考えるのも難しい。だとすると、『古今和歌集』詞書と、『竹取』『落窪』『蜻蛉』の言葉には、何らかのズレがあるのではないか。その、ズレとは、言葉が使われる場面の問題である。

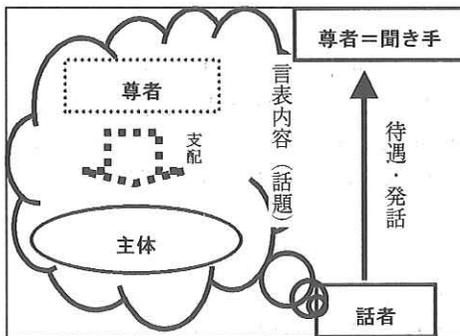
4. 対者敬語の成立

もしも、『古今和歌集』詞書の「ハベリ」が、上代と同じ「被支配待遇」であると考えた場合、前記の図②にあてはまることになる。その場合、『古今和歌集』詞書の「ハベリ」の「尊者」とは誰なのだろうか。また、「聞き手」とは、誰なのだろうか。

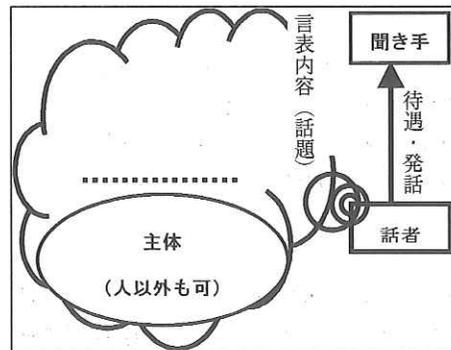
『古今和歌集』が、905年に醍醐天皇が下した勅命によって撰進された、勅撰和歌集であることを考えると、読者（或いは聞き手）とは、天皇である可能性がある。そうすると『古今和歌集』詞書の「被支配待遇」のあり方は、図③のように、「尊者」が「聞き手」と一致することになる。これは、たまたま、「尊者」が「聞き手」と一致しただけであって、この限りにおいては、あくまで素材敬語としての「被支配待遇」である。この場合、主体は、尊者（天皇）の支配下にあるものであるから、必ず人でなければならない。また、尊者との関係において、尊者>主体であるならば、話者と主体との上下関係は問われない。従って、話者にとつての上位者でも、尊者の支配下にあると表現して差し支えなければ、「ハベリ」の主体となることができる。また、『古今和歌集』詞書の「ハベリ」において、何らかの形で「存在」の意味が生きている必要があったこと、また、「官職+に+ハベリ」の表現が多かったことの説明も可能である。このような、臣下が主君に対して、改まった状態で対峙する場面は、何も『古今和歌集』上奏の場に限り、政治の場において、様々な形で頻繁に行われていたはずである。『古今和歌集』の「ハベリ」は、そういった場面における「ハベリ」の用法の一端を反映すると考えられる。

では、『竹取』『落窪』『蜻蛉』の場合はどうだろうか。これらは、一定の身分のある者同士の会話であるとはいえ、それらは、必ずしも支配者の前で行われる発話だけではない。つまり、聞き手≠支配者である会話も多く含まれ、そこでも「ハベリ」が用いられているのである。

こういった場合、「被支配待遇」が出現するような場面において、話題の中に仮設定されて



図③



図④

いた「尊者」は存在しない。にも関わらず、聞き手への敬意を表すために、「ハベリ」を用いることが可能になったのはなぜか。それは、「ハベリ」が、それぞれの主君を相手に、図③のように、聞き手=支配者である場面で用いられていたことによるのではないか。そこで、「ハベリ」が上位者に対する言葉遣いとして定着し、次いでそれが、プライベートな会話における支配-被支配の関係のない間柄で、聞き手めあてに用いられたと考える。つまり、「被支配待遇」(支配者を尊敬して用いる言葉)→「上位者に対して用いる言葉」→「聞き手を上位に待遇する言葉」という、用法の広がりがあったということである。そして、話題の中の仮想的な「尊者」との支配関係がなくなれば、「存在」の意味がなくなった「アリ」に対応することもでき、また、「主体」は、人でなければならぬという制限もなくなる。一方で、「被支配」の段階では、「尊者」の下位でありさえすれば「主体」と「話者」との関係は問われなかったのが、「尊者」がなくなることによって、「下位である」ことの位置づけの規準が、「尊者」との関係から、「話者」との関係に切り替わり、「主体」は話者より上位であってはならないという制限が新たに発生したと考えられる。(図④参照)

以上、『古今和歌集』詞書に見られる「ハベリ」と、10世紀の他の仮名文献の「ハベリ」の違いから、「ハベリ」が、対者敬語へと用いられるに至った過程を推察した。それは、改まった場面において、「聞き手」でもある「尊者」に対して用いられていた用語が、発話現場において発生する聞き手への敬意の表現に援用されることによるものであった。これが、まさに「ハベリ」の間主観化の過程であるといえる。

従来、対者敬語としての「ハベリ」は、「かしこまりの語法」(杉崎一雄 1988)あるいは、「～ていただく」(阪倉篤義 1952)と説明されるに終わっていた。しかし、「～ていただく」と説明するのは、この当時、恩恵の関係を述べるのが、敬意を表現する上での有効なストラテジーではなかったと考えられる(宮地裕 1975)ことから、適切ではない。そして、「かしこまった時の表現」であった語が、次に、よりインフォーマルな場面における対者敬語として用いられるようになったのは、『古今和歌集』詞書と他の仮名文献との間の用法のズレに反映されている、上記のような仕組みによると考えられるのである。

*本稿は、2005年度日本語用論学会第8回大会シンポジウム「歴史語用論：その可能性と課題」における発表内容をもとに改稿したものである。貴重な機会を与えて下さった金水敏先生はじめ、大会関係者の皆様、並びに、席上貴重なご意見を頂いた方々に厚く御礼申し上げます。なお、本稿は、2005年度同志社女子大学専従研究員として同志社女子大学より国内研究助成を受けた研究の成果の一部である。

注

- 1) Traugott and Dasher (2002) が、その経緯を述べている。
- 2) それでも、まだ、現在の丁寧語と同じとはいえない。詳しくは森山 (2004) 参照。
- 3) 読み下しは、『新 日本古典文学大系』(岩波書店)による。

- 4) 岩崎本、図書陵本、前田本を対象とする。
- 5) 「サフラフ」という語は、『万葉集』に「サモラフ」の語形で仮名書き例が存在し、こういった意味を持つことが確認される。
- 6) [巻・国歌大観番号]を示す。以下、『古今和歌集』については同じ。
- 7) 本稿では、貞応本系統の一本を底本とする『新 日本古典文学大系』（岩波書店）のテキストをベースに、他本との異同にも随時目を配りつつ考察する。
- 8) 詞書の中に会話文が含まれるのは、この歌が、『伊勢物語』107段をもととしていることによる。
- 9) 『落窪物語』には、次のような、一見「尊敬語+ハベリ」ととれるような例があるが、いずれも違う。「召し侍は、「つれなきをうしと思へる人はよに笑みせじとこそ思ひ顔なれ」をさな（p18）という例は、「召し」つまり、「要求」が「あった」と解される。また、「かねてよくおほせられ侍しかば、…」(p149)の「られ」は受身であり、主体は話者となる。
- 10) 行き過ぎるままに、「かく立てるはなぞ。み侍れ。」とて、かさをほうほうと打てば、(雑色⇒不審者とみなされた男君) (p46) という例がある。補助動詞として用いられているが、「座って控えている」という、本来の動詞の用法を生かして用いられている。

参考文献

- 石坂正蔵. 1944. 『敬語史論考』大阪：大八洲出版。
- 春日和男. 1977. 「敬語の変遷（1）」、大野 晋・柴田 武（編）『敬語』（岩波講座日本語）、第4巻、95-134、東京：岩波書店。
- 宮地裕. 1975. 「受給表現補助動詞『やる・くれる・もらう』発達の意味について」、『鈴木知太郎博士古稀記念国語学論叢』803-817。
- 西下経一・滝沢貞夫（編）. 1977. 『古今集校本』東京：笠間書院。
- 阪倉篤義. 1952. 「『侍り』の性格」、『国語国文』21:10
- 杉崎一雄. 1988. 『平安時代敬語法の研究—「かしこまりの語法」とその周辺—』東京：有精堂。
- Traugott, E.C. and R.B. Dasher. 2002. *Regularity in Semantic Change*. Cambridge: Cambridge University Press.

テキスト

- 『古今和歌集』小島憲之・新井栄蔵（校注）（新 日本古典文学大系）岩波書店。
- 『落窪物語』藤井貞和（校注）（新 日本古典文学大系）岩波書店。
- 『続日本紀』青木和夫他（校注）（新 日本古典文学大系）岩波書店。